

メッシナ提案とイギリス

——ヨーロッパ共同市場構想への 初期対応決定過程, 1955年(3)

益 田 実

目次

序章

第1章 50年代前半までのイギリスおよび ECSC 諸国の対外経済政策とメッシナ提案成立の背景 (55年6月初めまで)

(以上, 法経論叢第17巻2号掲載。)

第2章 イギリスによるスパーク委員会参加の決定 (55年7月初めまで)

(以上, 法経論叢第18巻1号掲載。)

第3章 相互援助委員会作業部会での検討作業とスパーク委員会での作業の進展 (55年7月から8月末まで)

第4章 相互援助委員会中間報告の閣僚による承認 (55年9月初めから9月末まで)

(以上, 本号掲載。)

第5章 相互援助委員会最終報告書の完成 (55年10月初めから10月末まで)

第6章 経済運営委員会と経済政策委員会での決定とその通知, 各国の反応 (55年11月から12月)

結章

第3章 相互援助委員会作業部会での検討作業とスパーク委員会での作業の進展（55年7月から8月末まで）

1

メッシナ提案具体化のためのスパーク委員会は7月9日ブラッセルで開会し、直ちに「運営委員会」と、各種委員会（「共同市場」、「投資および社会問題」、「通常動力」、「核動力」、「交通および通信」）を設置することを決定したが⁽¹⁾、会議冒頭に西ドイツ代表ハルシュタインによってなされた更なる経済統合推進への強い支持、とりわけ、共同市場構想への西ドイツ政府の強いコミットメントを明らかにする声明によってイギリス政府は直ちに自らの見通しの甘さを思い知らされることとなった。

この7月9日のハルシュタインの開幕声明は7月7日の西ドイツ政府内の省間会議でのアデナウアーとエアハルトの間の妥協の産物であり（第2章参照）、エアハルトの最も嫌悪した部門別統合、すなわちセクターアプローチを批判し、超国家主権主義は許容しながらも、決して事前の無条件の受け入れを意味したわけではなかったし、共同市場についても公正な競争原理の確立を事前に求め、具体的制度の議論はその後にすべきであるとするものであったが⁽²⁾、アデナウアーの統合推進姿勢を熟知しながらも、エアハルトの西ドイツ政府内での影響力を過大に見積もり、5月17日にエアハルトがブラッセルでおこなっていた超国家主権主義に対して消極的姿勢を示す演説に安心感を抱き⁽³⁾、西ドイツは共同市場提案に当然消極的であろうと予想していたおおかたのイギリス政府関係者（極く少数の例外はあったが）にとっては大きな衝撃を与えるものであった。

ブラッセル駐在イギリス大使ワーナー（C. Warner）からはこの声明に関して、「ハルシュタインの主な関心はドイツはもはや以前のように堅固なヨーロッパ統合政策を追求していないとの噂を否定し、そのような

統合政策、さらには超国家主権的機関を備える共同市場についてさえも、それが政治的に必要であり、平和を確保するべくヨーロッパを強化するための唯一の方法であるとして、強い支持の姿勢を示すことである。彼は単なる部分的統合というアプローチに冷水を浴びせ掛けた⁽⁴⁾との観測が伝えられ、これに対して外務省では相互援助局長エッデンが、西ドイツは経済統合にこれまで以上に熱心であり、ただ一度に少しづつの部分的な経済主権の譲渡に反対しているだけである、と解釈し、「もし我々が早期に我々独自の何らかの積極的政策、たとえば6カ国はOEEC外部ではなくOEEC内部での統合をすべきである、といった政策を提示しなければ、6カ国が前進するのを妨げるのはフランスの抵抗のみになりそうである。……ドイツのセクターアプローチへの抵抗はすでに明らかであったが、彼らが明らかに『包括的』アプローチに対する後押しをしようとしているのは重大なことである」と危機感をのぞかせていた⁽⁵⁾。

ハルシュタイン声明に対するスパークの反応は極めて好意的なものであり、これはイギリス政府の予想の範囲内であったが⁽⁶⁾、当初、この声明に対しても全くノン・コミットルな姿勢を示すかのように思われたフランス代表团も⁽⁷⁾、西ドイツ同様に「連邦主義的」であるとの報告が届くに及んで外務省での危機感はさらに強まった⁽⁸⁾。

さらには、同時期（7月12日）、ルクセンブルクでの英米両国の駐ECSC代表の間で行われた会談でアメリカ代表も、西ドイツ、フランス双方とも超国家主権的アプローチには好意的であると考えられるとの見方を示しており、同時にイギリス側に伝えられた55年6月時点でのアメリカ政府のヨーロッパ統合問題への公式見解も、OEECの枠組みとは独立したECSC 6カ国によるメッシナ提案に対する明白な支持の姿勢を明らかにするもので、イギリス政府に危機感を与えざるを得ないものであった。すなわち、「統合のための手段の選択はヨーロッパ人自身がおこなわなくてはならない」が、「合衆国政府は関心と好感をもって6カ国の

共同体に基礎を置いた統合の発展の勢いを維持するためのイニシアチブを見つめて」おり、「アメリカはOEECによって発展させられてきた協力的取り決めを維持・強化することも欲している」が、「これらの異なるアプローチを合衆国政府は相互に排他的なものであるとは考えていない」、そして「6カ国共同体の超国家主権主義的側面が経済的にも政治的にも加盟諸国の真に統合された結びつきへの道を切り開いていると信じており、それは大西洋共同体にとって不可欠なものであるとも信じている」というのが、アメリカ政府の公式見解であり、さらに、6カ国のうちいくつかはこのアメリカの政策を認識しており、イギリスのスパーク委員会の活動に対する留保的姿勢に失望させられているともアメリカ側はこの会談で付け加えていた⁽⁹⁾。

こうしてスパーク委員会開幕直後、事態がイギリス政府のこれまでの見通しに修正を迫る形で展開し始めていく中で、イギリス政府内では、7月13日、14日と相次いで、商務省(共同市場とイギリスの一般的関係についての検討)と大蔵省(ヨーロッパ全体に対する共同市場の意味、イギリスが参加しない共同市場が成立した場合のイギリスに与える影響、セクターアプローチによる共同市場にイギリスとしてどう対処すべきかについての検討)が、7月5日の相互援助委員会でそれぞれ作成が要請された(第2章参照)共同市場問題を検討した報告書を提出し、ようやくヨーロッパ共同市場構想がイギリスにとって持つ意味についての本格的検討が開始されていったのである。

2

まず7月13日付けで商務省の通商関係・輸出局により、相互援助委員会での「議論の叩き台」として提出された「連合王国と共同市場」と題された報告書であるが、共同市場参加によって生じる一般の問題として、(1)域内関税と数量規制のない共同市場は産業と農業に競争圧力をかけ、

いずれは規模の経済と効率化によって域内生産と域外輸出の双方が増加し、生活水準も向上が期待できる、(2)しかし、特定国の特定産業にとっては関税と数量規制の消滅は競争力の喪失、その産業自体の縮小・消滅にも至りうるし、余剰労働力の移転が生じる、したがって「痛みを伴う調整期間」と失業が生じ、これに対処するための調整措置が必要になるだろう、(3)イギリスも共同市場に参加するならこの調整期間の問題を回避できない、オランダのような国が参加するのであれば現行のイギリスの農畜産業の生産水準は維持できないだろうし、ドイツとの競争によって化学製品・精密機械の生産は戦略上必要な水準の生産を維持するのが困難になるであろう、(4)これらの問題はしかし、共同市場参加国すべてが多かれ少なかれ直面するものであり、イギリスにとって共同市場参加への特殊な困難を意味するわけではないが、コモンウェルスとスターリング地域のメンバーとしてイギリスは他国と異なる問題に直面することになるであろう、との観測が述べられていた⁽¹⁰⁾。

そのようなイギリスにとっての特殊な問題としては、(1)イギリスの輸出の4分の3以上が西ヨーロッパ域外向けであり、多国間主義に基づく貿易自由化、特にドル地域への輸出促進にイギリスは他のヨーロッパ諸国より大きな利害を有しているが、「ヨーロッパ関税同盟」への参加はこの点でマイナスとなりうる、すなわちドル地域向け輸出からヨーロッパ向け輸出への変更が生じるかもしれない、ヨーロッパ諸国に対するイギリス国内市場の開放は対北米諸国へのイギリス市場開放圧力をもたらすかもしれない、イギリスよりも内向きで対外的利害の少ないヨーロッパ諸国との共通関税の採用は第3国との貿易交渉での交渉力を弱めるかもしれない、(2)共同市場参加により公定歩合、価格・雇用政策などの加盟国間の協調の必要が高まりスターリング地域の中核としての機能との両立は困難になるであろう、(3)共同市場諸国との貿易は工業製品中心になるであろうが、原材料および食料輸入の大半は域外に頼らざるを得ず、

適切な外貨準備の維持が困難になるかもしれないし、域外貿易への外貨の自由な使用を他の加盟国が認めるかも疑問である、といった点があげられていた⁽¹¹⁾。

次に報告書は共同市場の帝国特惠制度への影響について検討し、(1)共同市場には「自由貿易地帯」(＝加盟国は相互に域内貿易の関税障壁と数量規制を撤廃するが、域外貿易に関して各加盟国が独自に関税を定める)と「関税同盟」(＝域内自由貿易化および対域外共通関税の採用)の二つの形態があり、現時点では定かではないがおそらく ECSC の例からいってもメッシナ諸国は関税同盟形式をとるであろう、(2)イギリスが関税同盟に参加するなら帝国特惠制度は修正されざるを得ないが、それには(a)イギリスのコモンウェルス諸国からの輸入に対しては現状の特惠制度を維持し、他の関税同盟加盟国のコモンウェルス諸国からの輸入に対しては新たな『ヨーロッパ関税』を設ける、(b)関税同盟加盟国すべてがイギリス同様の特惠関税制度をコモンウェルス諸国に適用する、の二つの方法が考えられる、(3)上記(a)の場合、コモンウェルス諸国は関税同盟加盟ヨーロッパ諸国と比べてのイギリス市場での優位をほぼ喪失するので、本国市場でイギリス製品に特惠関税を維持するか疑問であろうし、仮に維持してくれたとしても他の関税同盟加盟国が、イギリスのみが対コモンウェルス貿易で有利な扱いを受けることに不満を持つであろう、(4)上記(b)の場合、関税同盟加盟国は、コモンウェルス諸国市場でのイギリス並みの特惠を要求するであろう、(5)上記(a)・(b)いずれの場合にしても、帝国特惠制度は衰退あるいは消滅に至るかもしれず、コモンウェルス諸国は帝国特惠から離脱しイギリスおよび他の関税同盟諸国に非特惠関税を適用するか、何らかの形で関税同盟との協力関係に入るかのいずれかであろう、(6)前者の場合、イギリスはヨーロッパ諸国という既に相当程度自足している市場への「自由参入権」と引き換えにコモンウェルスというイギリスと概ね相互補完的關係にある市場を失うことになるが、コ

モンウェルス諸国も産業化が進展しつつあり、長期的には産業化したヨーロッパ市場の方が産業化したコモンウェルス市場より魅力的かもしれない、(7)後者の場合、ヨーロッパとコモンウェルスという大きな地域が全体として関税障壁で保護され、相当程度閉鎖的な貿易地域を形成することになり、いかにアメリカが政治的にはヨーロッパ統合を望んでいるとはいえ、通商上は望ましくないものとも考えるかもしれない、といった点を指摘した⁽¹²⁾。

最後に報告書は以上の議論の「要約」として、(1)共同市場形成に伴う産業構造の変動などは全加盟国に同様に關わることでありこの点のみでは共同市場参加の否定はできない、(2)しかし、外貨状況改善のためにイギリスが重視しているドル地域への輸出拡大と国際貿易そのものの規模の拡大の必要性、それを補完するものとしてのコモンウェルスとの通商関係・スターリング地域の維持という現在の通商上のコミットメントを損なう可能性がある限りは共同市場の参加には否定的にならざるを得ないとの見解を述べていた⁽¹³⁾。

結局、この時点で既に商務省としては一般的にはヨーロッパ共同市場創設は短期的なマイナスよりも長期的プラスの価値があると認めざるを得なかったわけであるが、イギリス一国に限るならば、北米を中心とするドル地域との間に開放的で拡大する通商関係を発展させることによって外貨状況を改善することを優先するという世界規模での通商政策を損なうという点で、共同市場参加は短期的にも長期的にもマイナスの効果を持たざるを得ないとの見解だったわけである。帝国特惠制度およびスターリング地域の存在によってイギリスと結び付けられたコモンウェルス市場との通商関係の存在も共同市場参加を困難にする要因となりうることは指摘されていたが、長期的にこの関係がヨーロッパ市場との比較の上で優先されるべきなのか、あるいは優先されうるのかについては、商務省は必ずしも肯定的とはいえず、最終的には北米ドル地域のヨー

論 説

ロッパと比較しての輸出市場としての魅力が、商務省の判断の最大の決定要因であったと思われる。

そして、実際のところ、コモンウェルスとイギリスの経済的依存度は50年代にはいつて以降、低下しつつあったし、55年の時点でもはや他のコモンウェルス諸国の貿易規模拡大により、イギリスはそれら諸国にとっての輸出市場としては狭くなりすぎていたし、輸入元としても、アメリカと比べて供給力不足であり、帝国特惠制度の長期的展望はすでに暗いものとなっていたのである⁽¹⁴⁾。

ついで7月14日付けで提出された大蔵省経済部の「ヨーロッパ共同市場」と題する報告書は、三つの検討課題のうち第一の「ヨーロッパ全体に対する共同市場の意味」に関して、その議論の大半を費やすものであった。報告書はまず、メッシナ提案による共同市場は自由貿易地帯ではなく関税同盟の形態をとり、そのような関税同盟はGATT第24条により、非加盟国に対する域外共通関税およびその他の貿易規制措置が、全体として関税同盟結成以前に加盟諸国が運用していたものより高かったり、より厳しかったりしてはならないとされている、との前提で共同市場の持つ意味について以下のような予測を展開した。

すなわち、(1)ヨーロッパ関税同盟は内部での産業分布の効率化および規模の経済によって「極めて長期的にはその加盟国全体にとって利益をもたらすことに疑問の余地はない」、(2)しかしたとえば域内関税の撤廃によりそれまで加盟国が域外の世界市場で最も安価な供給先から調達していた商品を域内のより高価な供給先から調達するようになるかもしれない、これは加盟国間の貿易収支関係を改善するであろうが、「世界全体にとっては」利益をもたらすかどうかは不明である、(3)また個々の加盟国も長期的な関税同盟参加のメリットを得るまでの長い移行期間(10年から15年が想定される)に「乗り越え難い困難や経済的損失」に見まわれ

なく輸出・生産への補助金や価格規制も含む)の撤廃および上記のGATT規定に沿うための域外共通関税の引き下げなどにより特定の加盟国の特定産業が「深刻な打撃を受ける可能性は極めて高い」、(5)相当規模の労働力その他の資源の移動が必要となるであろうし、「幾つかの国では構造的失業や新たな『窮乏地帯』(“depressed areas”)が生じる危険もあるだろう」、(6)イタリアのような国は特別な財政的支援や例外条項なしでは関税同盟への参加は自国の経済発展への障害となるであろう、(7)加盟国の国際収支は域内貿易規制撤廃によって、既に域内貿易依存率の高い国ほど、大きな影響を受けるであろうが、この影響を吸収するためにも、段階的な移行が望ましいだろう、(8)GATTは関税同盟への移行期間に「中間的取決め」を持つことを認めているが、これはGATT調印諸国に承認されたタイムテーブルを持つものでなくてはならず、GATT諸国との交渉ではあまり長期の移行期間を勝ち取ることは困難であろう、(9)関税同盟加盟諸国間の経済的相互依存性は増大し、インフレ傾向の伝播の危険も高まり、相互に对内・対外経済政策全般についての意見調整が要求されるだろう、特に国際収支不均衡の調整には極めて具体的な協力が必要であろう、(10)メッシナ提案は共同市場参加国の国際収支是正等のための例外条項の検討も課題としてあげているが、頻繁な例外条項の発動は共同市場の経済的価値を減少させ、政治的支持を減少させる恐れがある、また関税同盟加盟国による収支改善のための輸入数量規制は、域内・域外に対し同じ条件で適用する限りでGATTによって認められており、域内貿易依存率の高い加盟国にとってはあまり効果をもたないし、頻繁にこれに頼るのは、域外諸国との関係を悪化させるだろう、(11)したがって加盟国は過度の為替レート変更やデフレ措置に頼ることなしに一時的な収支不均衡に対処するための加盟国間の信用供与システムを必要とするかもしれない、そのようなシステムは加盟国の経済的内政問題での緊密な調整を必要とするであろう、(12)関税同盟の結成は加盟国間で

の全般的な経済政策の緊密な協調にとどまらず、外貨準備の共有や為替レートおよび対外経済関係一般にわたる共通政策にまで至るとの意見があり、確かに、そのような発展が政治的に可能ならばそれは関税同盟にとって望ましいものであろうが、それが不可避的なものであるとは考えられない、(13)共同市場内の貿易障壁の撤廃は、労働力の自由移動、資本の自由移動といった更なる措置を求める圧力へと至るであろう、といった事柄である⁽¹⁵⁾。

続いて、第二の検討課題、イギリス不参加の共同市場の持つ意味であるが、そのような場合、(1)イギリスは国内産業を保護する権利の放棄にともなう政治・経済的国内問題を回避でき、コモンウェルス諸国との政治的問題も回避できるであろう、(2)帝国特惠制度の縮小も当面回避できるであろうが、この制度自体はいずれにせよ長期的には変更せざるを得ないであろう、(3)共同市場形成によりヨーロッパ経済がより急速に繁栄に向かえば、イギリス製品への需要も増加し、長期的にはイギリスにも利益をもたらすであろうが、不参加の場合、共同市場加盟国より不利な貿易条件を強いられるので、この利益は帳消しになってしまう可能性が高い、(4)「移行期間の諸問題やコスト等を考慮するならば、全体として、我が国が参加する共同市場の形成によって、我が国が、現状と比較して、経済的に損をするのか得をするのか明言するのは困難である」(*下線部原文イタリック)が、「我が国が参加しない共同市場の形成によって我が国が損をするのは明らかである」。イギリスの対メッシナ6カ国およびその海外領土への輸出は全輸出の17%を占めており、その内容の大半が6カ国内でも生産されている産品であり、域内関税の消滅・域外共通関税(上述のGATT規定に沿う程度のものであっても)の採用によりイギリス製品の競争力は大きな打撃を受けるであろう、(5)共同市場の域外共通関税は当然より低いほど望ましいが、それを実現させるためにはイギリス側が自ら関税低減の努力をすることも有益かもしれない、というの

が、大蔵省のこの時点での見解であった⁽¹⁶⁾。

そして、第三の検討課題、セクター・アプローチによる共同市場への対応についてであるが、報告書はそのような形になる可能性もありえなくはないとして、53年にチャーチル政権下で、ECSC との協力関係のあり方についてイギリス政府が検討した際の官僚レベルでの報告書による、鉄鋼産業という部門に限っては共同市場に参加するという選択には何ら経済的に問題はないとの結論（これはしかし、主に国内鉄鋼産業の抵抗という内政上の考慮から閣僚レベルで否決された）⁽¹⁷⁾ を援用して、他のセクター毎の共同市場に関しても同様の結論が妥当であろうとの見解を披瀝していた。さらに報告書は、もしもイギリスが関税同盟に参加するつもりならば、セクター・アプローチではなく包括的アプローチをとるように6カ国に働きかけるべきであるが、不参加の場合はセクター・アプローチを支持して、自らにとって利益があると思われるセクターに関して、後に個別に参加の可能性を検討するのが賢明であろうと述べていた⁽¹⁸⁾。

最後に報告書は包括的であれ、セクター毎であれ、共同市場への参加・不参加の決定は実際の移行期間開始の初期におこなわれなければならない、「我々は共同市場が成功するかどうか(そして不参加のままであるのが危険であるかどうか)が見えてくるまで待つて、それから参加を決意するということは期待してはならない」と結果的にイギリスがたどることになった道を予言するかのような警告の言葉を持って結びとしていた⁽¹⁹⁾。

7月15日相互援助委員会はこれら二つの報告書についての審議をおこない、以下のような意見が提出された。すなわち、(a)共同市場加盟を支持する経済的議論にもある程度説得力はあるが、政治的問題(とりわけ農業政策に関してのもの)は乗り越えるのが困難であろう、(b)イギリス国内産業にはある程度共同市場参加にメリットはあるかもしれない

が、対外経済政策全般からみれば参加はデメリットの方が大きく、閉鎖的地域的貿易システムの形成はスターリング地域のリーダーとしての役割および52年に採用されたコレクティブ・アプローチ（第1章参照）にもとづく、世界規模での貿易自由化推進という政策とは両立し得ない（これは大蔵省海外金融局からの見解）、(c)関税同盟が形成されイギリスがそこに参加するなら、他の6カ国との間で経済政策を調和させるのはイギリスにとってはスターリング地域の関係で特別な困難を生じる、(d)共同市場の域外関税水準が合衆国よりも低下したらイギリスの対米輸出は減少してしまうだろう、(e)共同市場が機能し始める頃には帝国特惠制度は消滅してしまっているかもしれないが、イギリスとしては、政治的理由から、そのような前提の下に政策決定をするわけにはいかず、問題を複雑にしている、(f)6カ国にはより対外関税障壁の低い共同市場の形成を促す方が、後々イギリスが加入を望むことになった場合に都合がよいだろう（GATTとの両立がしやすいので）、(g)もしイギリスが参加しなかったなら共同市場は西ドイツに支配されてしまう可能性がある、といったものであるが、結局、商務・大蔵両省による報告書自体がそうであったように、相互援助委員会も、全体の論調は共同市場参加には否定的ながら、肯定論も否定しすぎるにはいたらず明確な結論をえることはできないまま、会議は大蔵省海外金融局所属次官代理（Third Secretary, Overseas Finance Division）トレンド（Burke Trend）を部会長とする官僚レベルでの作業部会を設置してより綿密な検討をおこなうことのみを決定して散会した⁽²⁰⁾。

3

このようにイギリス政府内でメッシナ提案の持つ意味の本格的検討のプロセスがようやく具体化しつつあるのと並行してももちろん、ブラッセルにおけるスパーク委員会での議論も進行しつつあり、イギリス外務省

は引き続き、6カ国および関係諸国、とりわけ、アメリカ、フランス、西ドイツといった国々の対応についての情報収集とその意図の確認の作業をおこなっていた。

まずアメリカであるが、7月18日アメリカ駐西ドイツ大使館員ブラウン(Win Brown)と会談した相互援助局担当外務省次官補クールソンは、合衆国の姿勢は「ヨーロッパの経済統合を奨励するがそれがOEECかECSCかまた別の場であるべきかという議論には積極的には参加しない」というものであるとの、イギリスとしてはある程度歓迎すべきコメントを引き出したが、同時にブラウンは、もしGATTとヨーロッパの経済統合が互いに矛盾するようであれば、合衆国はGATTを厳密に遵守するであろうとも述べていた。すでに見たように、ヨーロッパ共同市場が何らかの閉鎖性を持った地域的関税同盟になる場合、GATTの目指す世界的多国間開放貿易体制構築との間に問題を生じざるを得ないのではとの見解も抱いていたイギリス政府からみれば、この発言は、アメリカはヨーロッパ経済統合奨励とGATTの厳密遵守のどちらを一体本当に優先しているのかとの疑念を生じさせるものであり、クールソンは、合衆国はヨーロッパの経済統合が国際的貿易と金融に与えるであろう結果について十分な考慮を払っていないのではないかと、その危惧の念を大蔵省次官補のターンブルに対して書き送っていた⁽²¹⁾。

さらに、7月27日イギリス駐ブラッセル大使館員、ピーターソン(J. C. Peterson)は、外務省に対して、合衆国のスパーク委員会への態度として、合衆国は「好意的な関心を持って統合への動きを」見守っている、アメリカ自身はどこまで、そしていかにして統合を達成すべきかについての独自の考えはない、しかしEDCの経験から国務省は6カ国への合衆国の支持をあまり公然とは示すことには消極的になっている、なぜならあまりに合衆国が支持を示しすぎると6カ国内部でのナショナリスティックな反発を引き起こしかねないからである、それゆえ合衆国とし

ては（6カ国側の統合への）構想がより明確になるまでは待つであろうとの観測を伝え⁽²²⁾、また8月17日に外務省相互援助局員オニール(R. J. O'Neil)が駐英アメリカ外交官との会談をおこなった際には、この（名前を明記されていない）国務省外交官は、アメリカはさらなる統合を歓迎しており、イギリスが共同市場に参加し主導権をとることを希望している、アメリカは共同体への借款供与も可能であるとまで述べ⁽²³⁾、アメリカのヨーロッパ共同市場提案への支持は確実なものであり、最悪の場合、イギリスの共同市場参加へのアメリカからの圧力もあり得ることはない、との認識をイギリス外務省は固めざるを得なくなっていった。

ついで西ドイツであるが、7月22日ブラッセルでのブレザートンの政治的顧問役を務めていたブラッセル大使館員ブースビイ(Basil Boothby)に対する書簡の中でクールソンは、西ドイツはいまなお包括的な規模での超国家主権主義的統合を支持しているが、特にエアハルトは「セクター・アプローチ」(たとえば燃料のみの超国家主権的機関の設置など)に断固反対している、メッシナ提案の基礎となった当初のベネルクス覚書はセクター・アプローチを重視していたが、西ドイツのこの点へのあまり好意的でない対応が更なる統合全体への反対と誤解されたに過ぎないのではないか、ハルシュタインの開会時の声明はこの誤った印象を改めるためのものではなかったのか、アデナウワーはエアハルト、ダレスとともに長期的目標としてのヨーロッパ統合の必要について合意したようであり、エアハルトもこの点では異論はないが、ただ「更なる部分ごとの経済的主権の放棄」を嫌悪しているだけである、と述べており、フランスが特に積極的に要求している核エネルギー分野でのセクター統合機関は別にして、経済面では包括的関税同盟形式の共同市場提案にコミットしているのであろうと、スパーク委員会開幕時の判断を再確認する観測を述べていた⁽²⁴⁾。

そして8月初めの時点でも、駐西ドイツ大使館経済問題担当公使

ジャックリング (Roger Jackling) はクルルソンに対しての書簡で、CDU-CSU の内部には統合欧州にコミットした強い意見を持つ集団がいるがこの意見は主として政治的理由からとられているものであり、EDC の失敗により疑問が投げかけられてはいる、また経済的関心の強い人々は共同体の形成は自由を獲得するための代価としては高すぎると考えている、さらに (石炭鉄鋼産業の) 占領当局による支配から ECSC 最高機関による支配への移行は確かに西ドイツの影響力拡大をもたらしたはしたが、エアハルトは自由貿易を通じての方がヨーロッパの経済的統一はより早く達成できると考えており、更なるそのようなアプローチの進展には反対している、妥協として西ドイツ側は現在、制度 (institutional) 的 (=セクター的) アプローチよりも機能 (functional) 的 (=関税同盟的) アプローチを支持しているが、一方で一般原則としてのヨーロッパ統合にはコミットしている、結局のところ西ドイツにとってはヨーロッパこそが最大の市場であり、他の 5 カ国に対してあまりに否定的態度を取り続けてそれを失うわけにはいかない、アデナウアー派は政治的理由から過剰な西ドイツナショナリズム抑制の手段として経済統合にコミットしており、実際の統合の手段をエアハルト派に委ねることには異論はないようであるとの観測を書き送り、クルルソンの見解を支持していた⁽²⁵⁾。

このような観測に対して、西ドイツ内にも ECSC 型セクター統合を望む動きがあるのではないかとの少数意見もあったが⁽²⁶⁾、イギリス外務省内では、8 月末の時点に至っても、アデナウアーの政治的配慮からの統合支持の姿勢とエアハルトの経済的メリットを重視する姿勢の妥協点として、包括的自由化をもたらすような経済統合 (すなわち関税同盟) 支持の姿勢を西ドイツはとるであろうとの見解が支配的だった。ただその際に、西ドイツがどこまでフランスの高関税政策や農業保護の要求に妥協して共同市場を実現に導く用意があるかまでは外務省としても判断はできなかった⁽²⁷⁾。

最後にフランス政府の意図であるが、この点に関して、この時点でイギリス政府は最もその見極めに苦労していたようである。メッシナ提案中、フランスが唯一確実に賛成すると思われていたのが、核エネルギーのための統合機関設立構想であり、この点では6カ国中、フランスが最も積極的であるとの報告がブラッセルから届いていたし、外務省もそのことは充分認識していたが⁽²⁸⁾、他の分野、とりわけ共同市場構想に関してはイギリス政府内でもフランスの意図に関しては対立する見方が存在していた。

7月下旬の時点ですでにルクセンブルグの駐 ECSC イギリス代表部所属のド・ペイヤー (Charles de Peyer) からは、エッデンに対して、エッデンが考えている以上にフランスは超国家主権性を追求したがるようであり、そう考えられる理由というのは第一に継続性という要素、第二に連邦主義的なものと政府間協力的なものとの間の落ち着きやすい中間点を見つけることが困難であること、第三に西ドイツへの恐怖 (フランスとしては連邦主義に抵抗することによって西ドイツを遠ざげたくない) であるとの分析が送られていたが、これに対してエッデンは、フランスはイギリスとの一致なしで前進したくないとのめかしている、WEU が EDC にとって代わり背景全体が変化し、新たな連邦組織での西ドイツの優越の方が西ドイツの離反よりもフランスには懸念されているのではないかと反論していた⁽²⁹⁾。

さらに、8月初め、スパーク委員会が9月までの夏休み休会に入る直前のターンブル宛ての総括的報告の中で、ブレザートンも、ブラッセルでの共同市場委員会でのフランス代表は、「イギリスが共同市場に参加ないしは何らかの形で緊密に協力関係に入るといった条件さえ満たされれば」、フランスとして共同市場参加を躊躇することはないが、イギリスの対応が明確になるまではフランスとしてはコミットするつもりはないと語ったと報告しており、ブースビーからも同じ趣旨の報告がクールソン

に送られていた⁽³⁰⁾。

このことはすなわち、イギリスが不参加を明確にする限りはフランスが障害となって6カ国による共同市場構想そのものが失敗に終わる可能性を示すものであったが、逆に言えば、共同市場構想の成否がイギリスの対応次第にかかっているとも言えるわけであり、ブースビイもブレザートンも、イギリスは、その気になれば、メッシナ提案全体の行方を左右する——成功させるか、失敗させるか——影響力を行使できるが、同時にその結果に対して、責任を問われかねないという危険な可能性に直面していると警告していた⁽³¹⁾。

ただしフランスの対応に関して言えば、翌年に予定されている総選挙の結果次第で大きく変わる余地はなおあるということをフランス側も自ら認めており⁽³²⁾、この時点での予測がどれほどの意味を持つのか定かでないという不透明さを、イギリス側も忘れるわけにはいかなかった。

さて一方、この間のスパーク委員会では、7月下旬の時点ですでに共同市場委員会での議論を通じて、6カ国のすべてが、实际的困難の大きすぎる自由貿易地域よりも関税同盟を支持していること、域外共通関税のレベルについて、高関税派と低関税派の分裂が見られること、オランダ・西ドイツは前者でありフランスが後者であること等が明らかになっていたのであるが⁽³³⁾、イギリス代表ブレザートンは、自らも自由貿易地帯の可能性はないと認識していたにもかかわらず、ロンドンからの指示でなお自由貿易地帯の可能性について繰り返し言及することを強いられ、またエリス＝リースからの圧力により OEEC 事務総長の運営委員会参加問題を再三取り上げることも要求され、彼の言動が6カ国の検討作業の進展を妨害していると受け取られかねない極めて困難な立場に置かれていた⁽³⁴⁾。しかし、イギリス政府においてはこのブレザートンの立場に対する理解は少なく、イギリス代表は各委員会で「専門家」としての立場から技術的見解を述べることに、イギリス政府代表としての見解を

区別することによって、イギリスのノン・コミットメントの姿勢は明確にできると楽観的に期待されていた⁽³⁵⁾。

このようなブレザートンの立場を更に困難にしたのが、当初メッシナ提案で、10月初めに提出することが予定されていた、スパーク委員会最終報告書に至る中間報告を審議するために、9月6日からオランダのノルトウィックで開催されることが予定されていた ECSC 6カ国の外相会談に招待されたイギリス外相の参加問題であった。大蔵省では、相互援助委員会委員長を務める海外金融局担当次官代理ストラスおよびターンプルが、「我々としてはメッシナ諸国の動きを妨げるつもりもないが、彼らの提案が OEEC にどのような悪影響を与えるのか、そして彼らの利害がどの辺にあるのか明確になるまで、彼らを明白に後押しするべきでもない」として、閣僚参加には即座に反対の意思を示し、これに同意したバトラーも、ブレザートンのみがオブザーバーとして参加するべきであると主張した。外務省でもクールソンは、この招待を拒否すればイギリスは6カ国に対して影響力を行使する良い機会を失うことになるが、会議に参加したとしてもイギリスは共同市場構想についての明確な見解を示せないという困難な立場におかれ、不明瞭な回答しか示せないのに以前よりもコミットした立場にあると受け取られる危険があるので、この段階で閣僚級会談に巻き込まれるのは賢明ではないとの判断を示し、結局マクミランの参加はないことになった（またマクミランは当時キプロス問題に忙殺されており実際に出席の余裕もなかったのであるが）。6カ国側はマクミラン以外の閣僚派遣を要請したが、外務省はこの要求をも拒否し、最終的に6カ国側も、ブレザートンのオブザーバーとしての参加を拒否し、6カ国外相だけが会談を持つこととなった（ただし結局、スパーク委員会の中間報告自体はこの外相会談には間に合わず、夏休み明けの9月5日の運営委員会でスパークは最終報告書の提出期限を12月へと先送りすることを決定した）⁽³⁶⁾。

4

この間、先の相互援助委員会で設置が決定された相互援助委員会作業部会は、7月22日に第1回会合を開き、(i)47年から48年にかけてOEEC内で関税同盟問題が持ち上がったときになされた議論について、それ以降の政治・経済的状況の相違も含めて検討する、(ii)GATTが共同市場に対して持つ意味について検討する、(iii)共同市場のイギリス産業に与える影響を検討する、(iv)共同市場のコモンウェルスに対する影響を、特に最終的な特惠の喪失に対する補償がコモンウェルス諸国から求められる可能性を含めて検討する、という具体的検討課題を設定し、9月初めまでに報告書を提出することを決定し、これは7月25日の相互援助委員会でも承認された⁽³⁷⁾。

8月5日には早くも上記(ii)・(iv)の二点について商務省により予備的な覚書が提出された。この「共同市場にとってGATTが持つ意味」と題する覚書は、まずGATT24条に定める関税同盟の満たすべき要件、すなわち、(a)同盟形成地域間の実質的に全ての貿易に関して、または少なくとも実質的に全ての同盟形成地域産品の貿易に関して関税が撤廃されなければならない、(b)同盟構成各国は同盟外との貿易に対して実質的に同じ関税を適用しなければならないが、すでに構成国が域外国に対して供与している特惠の撤廃は要求されない、(c)上記(a)、(b)実現のために、他の影響を受けるGATT調印国との交渉をおこなってもよい、(d)関税同盟またはそれに至るための中間的取決めによって採用される関税の水準は同盟もしくは中間的取決め形成前に当該地域で適用された一般の水準を全体として超えてはならない、(e)同盟もしくは中間的取決めに参加を意図する国は事前に他のGATT調印諸国に通告しなくてはならない、GATT調印諸国は中間的取決めが予定期間内に関税同盟に至ると思えない、あるいは予定期間が妥当なものと思えない場合は、取決め参加国に勧告し、参加国はそれに従って修正をおこなわなくてはならない、(f)

GATT 調印諸国は3分の2の多数決をもって、上記各条件を完全に満たさない提案を承認できる、といった条件を満たす関税同盟もしくはそれを目指す中間的取決めにイギリスが参加したと仮定して、帝国特惠制度がどのような影響を受けるのか、以下のような分析をおこなっていた⁽³⁸⁾。

まずイギリス市場におけるコモンウェルス製品への特惠であるが、これにはコモンウェルス諸国に、他の関税同盟域外国と比較して優遇する形で特惠を与える場合（たとえばカナダ産ペーコンの合衆国産ペーコンと比較しての特惠関税）と、関税同盟域内国との比較で優遇を与える場合（たとえばニュージーランド産チーズのオランダ・フランス産チーズと比較しての特惠関税）の二種類があり、前者は上記 GATT 規定の(b)によって維持でき、後者も自動的に全廃が要求されるのではなく、あくまでも関係国間の交渉によって、実質的な撤廃に至るべく削減されなくてはならないのであって(上記(a)および(c)参照)、さらに上記(f)の規定も考慮に入れれば、ある程度は維持できる可能性も皆無ではないとも考えられるが、現状のまま維持することは困難であろうと予測された。結局、GATT 規定上は、イギリスが関税同盟に参加しても、コモンウェルス諸国産品のイギリス市場への無関税での輸出は維持できるし、他の域外諸国に対するコモンウェルス製品優遇関税も維持できるが、少なくとも実質的に全ての域内産品の貿易に関しては域内諸国への関税は撤廃しなくてはならないし、その過程で域内諸国とコモンウェルス諸国間の差別的扱いも交渉によって最終的には撤廃に至ることになるだろうというのが、商務省の予想であった⁽³⁹⁾。

一方、コモンウェルス市場におけるイギリス製品への特惠措置であるが、もちろんイギリスがヨーロッパ関税同盟に参加したとしてもこれは直ちに GATT の規定上影響を受けるわけではないが、上記したようにコモンウェルス諸国の側がイギリス市場での特惠をある程度は喪失する

以上、何らかの補償なしで現状のままの対イギリス製品特惠関税を維持するとも考えられなかった。コモンウェルス諸国のイギリス市場での特惠喪失によって、他の関税同盟加盟国は利益を受けることになるので、この特惠撤廃のための交渉の過程で、他の関税同盟加盟国からコモンウェルスへの補償を供与させるということも、理論的には不可能ではないが、他の加盟国がそのようなコモンウェルス市場においてイギリスにだけ利益をもたらすための補償を負担するとは考えにくく、あまり期待できないと考えられた。仮に何らかの補償が得られるとしてそれは関税同盟の域外共通関税にコモンウェルスにだけ適用される特惠を認めるとい形になるであろうが、これに対しては合衆国などの第三国から強い反発が予想され、結局、関税同盟参加によってイギリスのコモンウェルス市場での特惠の大部分が喪失されると考えざるを得ないというのが、商務省の結論であった⁽⁴⁰⁾。

一方、8月6日付で大蔵省経済部により用意された覚書は、上記(i)の、47年から48年にかけてOEEC内で関税同盟問題が持ち上がったときになされた議論について、それ以降の政治・経済的状況の相違も含めて検討する、という内容のものであった。これは47年11月にマーシャル・プラン受け入れの過程で、当時のCEEC（ヨーロッパ経済協力会議）内部にヨーロッパ関税同盟研究部会（後、CEECがOEECへと改編されるとともに国際関税同盟研究部会と改称）が設けられるなかで、イギリス政府内に設置された官僚レベルの関税同盟研究部会（以下、政府内研究部会）を中心として、47年11月から48年9月にかけて内閣経済政策委員会に提出された報告書の内容を、55年時点の状況に照らしながら再検討するという内容であった⁽⁴¹⁾。

ここで注意しなくてはならないのは、この大蔵省覚書の基礎になった47、48年の政府内研究部会の報告というものが、そもそも当時、西ヨーロッパ関税同盟構想に積極的であった外務省の見解に否定的であった商

務省・大蔵省の見解を強く反映したものであり、その結論も当然のように関税同盟の持つ問題点を強調した否定的なものであったという点で⁽⁴²⁾、今回の大蔵省覚書もその議論を基本的に追認して、関税同盟の持つメリットよりもデメリットをより多く指摘するものであった。

覚書はまず、イギリスの参加しないヨーロッパ関税同盟が設立された場合、イギリスのヨーロッパ市場への輸出は減少しドル市場への依存度が高まる、関税同盟諸国の輸出競争力は全体として向上する、また移行期間中の混乱によっても一部のイギリス輸出産業は損害を受ける、関税同盟諸国は一つの経済ブロックとして国際経済上より大きな交渉力を持つようになるなどの危険があるとしたが、これらのマイナスが、関税同盟参加による帝国特惠の喪失というマイナスと比較してより大きなものになるのかどうかは、関税同盟が採用する域外共通関税の水準に左右されるであろう（もちろん高い関税障壁が形成されればイギリスにとって不参加のマイナスは参加のマイナスよりも大きくなる）としていた。そして、もし今後新たな深刻な世界貿易の不均衡とそれに伴う収支の不均衡が発生した際に、関税同盟の外部にあって自由に他国と必要な協定を結ぶ権利を確保しておくのと、関税同盟内部にあって内部での協力に依存するが、外部との交渉の自由は制限されるのとどちらが得なのかも、考慮されなければならない問題であるとしていた⁽⁴³⁾。

ついで、覚書はヨーロッパ関税同盟にイギリスが参加した場合を考察し、関税同盟は長期的には分業化の進展・規模の経済によって、参加諸国全体にとっては経済的利益をもたらす、おそらくは（コモンウェルスでの特惠のある程度の喪失を考慮に入れても）イギリスにも経済的利益をもたらすであろう、と指摘する一方で、このような長期的利益と引き換えにイギリス経済の構造的調整が必要になり、これは、もしも関税同盟完成への移行期間が相当の長期間に引き延ばされなければ、苦痛と経済的損失を伴うであろうと指摘していた。さらに、関税同盟参加の結果

予想されることとしてあげられていたのは、特定の産業・農業をヨーロッパ諸国との競争から関税によって保護する自由の喪失、共通関税の採用による域外国との競争からイギリス産業を保護する自由の制限、政府補助金・消費税その他の貿易規制を保護目的に使用する自由の制限、といったもので、これらは純経済的にはイギリス全体にとっては必ずしもデメリットにはならず、メリットにさえなるかもしれないが、政治的・社会的に厄介な問題に至る可能性がある」と指摘されていた⁽⁴⁴⁾。

以下、覚書が指摘する関税同盟参加の予測される結果であるが、域内貿易依存度を高め、内部での景気変動の影響にさらされやすくなる（ただし域外の景気変動の影響は受け難くなる）、たとえ短期的国際収支の不均衡に対処するためにでも関税同盟参加国との貿易では数量規制は事実上使えなくなるので、外貨備蓄、為替レート、内政上の政策といったものによって対処しなくてはならなくなるが、安易な為替レートの変更やデフレ政策を回避するには外貨備蓄に頼る度合いが高くなるので、参加各国の外貨備蓄を補完するための同盟内の借款システムが必要になるかもしれない、現在のスターリング地域の取決めとイギリスの関税同盟参加が両立できない経済的理由はないが、政治的にはスターリング地域との協力は弱まるかもしれない、植民地のような低開発地域も含むのなら、そのような地域のためには産業育成のための保護措置を必要とするであろう、関税同盟の形成は域内の資本と労働力の移動の自由化への圧力を確実に生み出すが、各国政府がその面での統制を放棄しなくてはならないという理由はない、といったものであった⁽⁴⁵⁾。

こうして、大蔵省と商務省主導で、形式的には共同市場（関税同盟）参加の経済的意味を客観的に検討するという体裁をとり、また長期的な経済的メリットの存在も指摘する一方で、そのメリットの詳細な定量的な分析や予測はほとんどおこなわず、共同市場参加にともなう政治的・社会的・経済的と各方面にわたる問題点の存在の指摘により大きな労力

論 説

を費やすという、それまでの検討作業のあり方を受け継ぐ形で、相互援助委員会作業部会での検討作業が開始されていったのであるが、9月のスパーク委員会再開とはほぼ時を同じくして、この成果は最初の中間報告書草案として提出されることになった。次章においては、その中間報告の完成とそれについての閣僚レベルでの議論の過程を分析することとしたい。

注

- (1) FO371/116041/74, C. Warner (Ambassador, Brussels) to FO, 9 July 1955. イギリスは運営委員会への参加を直ちに決定し、ついで、7月11日の相互援助委員会で共同市場委員会および核動力委員会への参加も決定された。T232/431, EEC 78/11/103 ; European Economic Integration, the minutes of MAC (55) 26th mtg. 11 July 1955. 運営委員会には商務省のブレザートン(第2章参照)および大蔵省のニコルズ(P. Nicholls)がイギリスからは出席することになった。FO371/116041/74, FO to Brussels, 13 July 1955.
- (2) FO371/116041, Warner (Brussels) to FO, 9 July 1955. Schaad, op. cit., pp. 50-53, 53-54. 西ドイツ政府は運営委員会代表は外務省から、共同市場委員会代表は経済省からだすという形式をとることによっても、アデナウアー/ハルシュタインとエアハルトの間の妥協を工夫していた。Schaad, op. cit., pp. 50-53.
- (3) FO371/116041/87, Boothby (Councillor, Brussels Embassy) to Coulson (FO), 11 July, 1955.
- (4) FO371/116041, Warner (Brussels) to FO, 9 July 1955, quoted in Schaad, op. cit., pp. 53-54.
- (5) FO371/116041, minute by Edden on Warner to FO, 9 July. 1955, quoted in Schaad, op. cit., p. 54. FO371/116041/87, Boothby (Brussels) to Coulson (FO), 11 July, 1955. FO371/116041, Edden on Boothby to Coulson, 11 July. 1955.
- (6) FO371/116041/87, Boothby (Brussels) to Coulson (FO), 11 July, 1955.
- (7) *ibid.*
- (8) FO371/116041/88, C. H. de Peyer (UK delegate to ECSC High Authority, Luxembourg) to Edden, 12 July 1955. T232/431, de Peyer to Edden, 12 July

- 1955.
- (9) FO371/116042/96, C. M. Weir (UK delegate to ECSC, Luxembourg) to Coulson, 12 July 1955, record of a talk with the US delegate to the ECSC (Mr. Eisenberg).
 - (10) CAB134/1029, MAC (55) 135, note by BT on “the UK and the Common Market”, 13 July 1955.
 - (11) *ibid.*
 - (12) *ibid.*
 - (13) *ibid.*
 - (14) とりわけカナダとオーストラリアという二大自治領にとって、イギリスは輸出市場としてはその価値を失いつつあり、両国はそれぞれ北米および太平洋という近接地域との貿易関係を強化しつつあった。この点に関しては、Kaiser, *op. cit.*, pp. 30-32. Kane, *op. cit.*, p. 23.
 - (15) CAB134/1029, MAC (55) 136, note by the Economic Section of the Treasury on “A European Common Market”, 14 July 1955.
 - (16) *ibid.*
 - (17) この経緯に関しては、益田実『第2次チャーチル政権と西ヨーロッパの統合、1951年—1954年』(2) (三重大学社会科学会「法経論叢」第13巻1号(1995年12月)第2章参照。)
 - (18) CAB134/1029, MAC (55) 136, note by the Economic Section of the Treasury on “A European Common Market”, 14 July 1955.
 - (19) *ibid.*
 - (20) T232/431, The minutes of MAC (55) 28th mtg. 15 July 1955. Kane, *op. cit.*, pp. 26-27.
 - (21) FO371/116042/102, J. E. Coulson to F. F. Turnbull (T), 18 July, 1955 record of a talk with Win Brown of the US Embassy, Bonn.
 - (22) FO371/116040/136, J. C. Peterson (Brussels) to C. Mayhew (FO), 27 July 1955.
 - (23) FO371/116046/189, 18, Aug. 1955, minute by O’Neil (MAD), record of talk with US diplomats on 17 Aug. 1955.
 - (24) FO371/116041/87, Coulson to Boothby, 22 July 1955. see also Schaad, *op. cit.*, p. 54. フランスの核エネルギー分野での超国家主権的統合機関設立支持の観

論 説

- 測については、FO371/116042/100, Warner (Brussels) to FO, 20 July 1955. FO371/116042/106, minute by Edden, 21 July, 1955.
- (25) FO371/116044/145, R. Jackling (Bonn) to Coulson (FO), 4 Aug. 1955. Schaad, op. cit., pp. 59-60.
- (26) FO371/116046/172, 20 Aug. 1955, minute by R. J. O'Neil.
- (27) FO371/116046/187, 20 Aug. 1955, Allen (Charge d'Affair, Bonn) to Macmillan. FO371/116047/200, 31 Aug. 1955, UK delegation to ECSC to FO. Burgess & Edwards, op. cit., p. 402.
- (28) FO371/116042/100, Warner (Brussels) to FO, 20 July 1955. FO371/116042/106, minute by Edden, 21 July, 1955.
- (29) FO371/116043/126, de Peyer (UK delegate to ECSC High Authority, Luxembourg) to Edden, 18 July 1955. FO371/116043/126, Edden to de Peyer, 25 July 1955. Burgess & Edwards, op. cit., p. 401. フランスが主な障害となるであろうとの見方については、FO371/116039, Weir (Head of UK dele. to ECSC) to Coulson (FO), 6 Aug. 1955. および Schaad, op. cit., p. 46. も参照。
- (30) T232/431, Bretherton to Turnbull, 4 Aug. 1955. FO371/116045/162, 9 August, 1955, Boothby (Brussels) to Coulson (FO). Kaiser, op. cit., p. 48. Kane, op. cit., p. 18, 21. Burgess & Edwards, op. cit., pp. 401-402. Charlton, op. cit., pp. 183-185.
- (31) T232/431, Bretherton to Turnbull, 4 Aug. 1955. FO371/116045/162, 9 August, 1955, Boothby (Brussels) to Coulson (FO). Young, op. cit., p. 206. Burgess & Edwards, op. cit., pp. 402-403.
- (32) T232/431, Bretherton to Turnbull, 4 Aug. 1955.
- (33) FO371/116042/109, Warner to FO, 22 July 1955. FO371/116043/123, minute by P. Nicholes (T), 23 July 1955.
- (34) Schaad, op. cit., p. 55. Kaiser, op. cit., pp. 45-48. Kane, op. cit., p. 25. Young, op. cit., p. 205. この時期のイギリスのスパーク委員会での活動については、FO371/116046/163, 10 Aug. 1955, FO circular telegram to UK embassies. も参照。また 8 月中旬には燃料動力省と運輸省が、議論は成果をあげていないとしてそれぞれ各専門委員会に派遣していた官僚を引き上げさせるという決定をおこない、今の時点でそのような非協力的態度をとるのは危険であるとの外務省からの圧力によって撤回するという出来事もあった。T232/431, Coulson to Strath, 12

- Aug. 1955.
- (35) Young, op. cit., p. 206-207. Burgess & Edwards, op. cit., pp. 402-403.
- (36) T232/431, Strath to Turnbull, 29 July 1955. T232/431, Turnbull to Coulson, 2 Aug. 1955. T232/431, Turnbull to Butler, 2 Aug. 1955. FO371/116044/137, minute by Coulson, 5 Aug. 1955. Young, op. cit., p. 207. スパークは55年夏の委員会休会中に訪英し、バトラー、マクミランらと会談し、イギリスの参加を求めたが拒否されたとスパークの側近は後年回想している。それによればバトラーやイーデンよりもマクミランの方がやや好意的な対応を示したという。ただしブレザートの回想ではマクミランもメッシナ提案に関心が薄いという点では大差はなかったという。Charlton, op. cit., p. 182, pp. 185-186. またこの時期、大蔵省から派遣されていたニコルズは、スパーク委員会の中間報告が出される場合には、その序文においてイギリスのノン・コミットメントを明示する文章を挿入しなくてはならないとすでに勧告していた。T232/431, Nicholes to Strath, 19 Aug. 1955.
- (37) CAB134/1044, the minutes of MAC (ECM) (55) 1st meeting, 22 July 1955. T232/431, the minutes of MAC (55) 31st mtg., 25 July 1955. Burgess & Edwards, op. cit., p. 400.
- (38) CAB134/1044, MAC working party on a European Common Market : MAC (ECM) (55) 5, note by the BT, "GATT implications of a Common Market", 5 Aug. 1955.
- (39) *ibid.*
- (40) *ibid.*
- (41) この47年から48年にかけてイギリス政府内でのヨーロッパ関税同盟についての議論の詳細は、益田実『アトリー労働党政権と西ヨーロッパの経済協力問題、1945年—1949年』(2)・(3)、三重大学社会科学会「法経論叢」第15巻2号(1998年2月)、同第16巻1号(1998年8月)参照。
- (42) 同上。
- (43) CAB134/1044, MAC (ECM) (55) 6, Note by the Treasury Economic Section for MAC Working Party on a European Common Market, "UK Participation in a Common Market", 6 Aug. 1955.
- (44) *ibid.*
- (45) *ibid.*

第4章 相互援助委員会中間報告の閣僚による承認 (55年9月初めから9月末まで)

1

9月に入り、スパーク委員会が再開されるとともに、ブラッセルにいるブレザートンは次第に、スパーク委員会が成功する可能性のたかまりを感じ始め、その際のイギリスへの影響の深刻さについてロンドンに警告するために、「もし我々がはっきりと、参加しその一部になりたいと主張すれば、我々はこれ（メッシナ提案）を我々の好きなように形作ることができるが、そう主張しなければ、何かがおそらく起こり、我々はそれに対して何の影響も行使できないであろう」と主張する書簡を送っていた⁽¹⁾。

ブレザートンはこの警告に対して、ロンドンではほとんど注意を払うものはいなかったと回想しているが⁽²⁾、この時期、新たな段階に入りつつあったイギリス政府内での共同市場問題への対応をめぐるの検討には確かに、いまだ、ブレザートンが感じていたほどの、強い危機感が、政府全体の共通認識として反映されていたとは言えなかったようである。

8月末になり大蔵省内部では、当初予定されていた9月6日の6カ国外相会議へのスパーク委員会からの中間報告提出、10月初めの最終報告提出というスケジュールに照らして、閣僚レベルでの、今後のイギリス代表のブラッセルでの対応についての新たな訓令の認可を求めることが必要になったとの判断が生まれ、9月1日付で、相互援助委員会作業部のこれまでの検討成果をまとめるかたちで、閣僚への提出と承認を前提とした「共同市場中間報告草案」が作成された。結局、スパーク委員会はこの当初スケジュールを守ることはできず、9月5日の運営委員会でスパークは最終報告書の期限を12月初めに延長することを決定することになるが、この中間報告草案の作成時点では大蔵省は当初スケ

ジュールを前提に考えていたわけであり、その内容は1ヵ月後に、最終報告書が完成するという前提に立ったものとしては、確かにいささか危機感の薄いものであり、そのような姿勢の根底には、そもそも6カ国による共同市場成立の可能性についての極めて強い懐疑の念があったようである⁽³⁾。

この中間報告草案はまず、「背景」として、(1)メッシナ提案は共同市場の形態として関税同盟を第一に想定しているが自由貿易地帯という形態も完全には排除されていない、(2)メッシナ提案提出の理由そのものが曖昧ではあるが、おそらくフランスを除いては各国ともこの提案を原則的には強く支持しているようである、(3)だからといって、フランスはいうまでもなく、他の5カ国も、困難な移行期間を意味するような純然たる共同市場に参加することの意味を本当に理解しているのかどうかは疑わしいし、6カ国内部には相当の意見の相違がある、(4)現在までのところ何も合意は得られておらず、スパーク委員会が最終報告書を起草し始めるまで、「単なる見せ掛け以上のもの」を創設する合意が得られるのかどうか判断不可能である、(5)イギリス代表は最終報告書の内容に影響を及ぼすことも可能であるが、影響力を行使すればするほど、イギリスの関与の度合いは高まり、後になって引き下がることは困難になる、(6)今後のイギリス代表への訓令は、最終的にイギリスが共同市場に参加する可能性がどの程度あるかによって変わってくる、(7)もし参加の可能性が高いのであれば、スパーク委員会の提案は現実的なものでなくてはならないが、不参加であれば提案の良否は問題ではない、(8)相互援助委員会作業部会の検討は共同市場形成を前提として、イギリスが参加する場合と参加しない場合を考察したものであるが、実際のところは、共同市場形成の可能性そのものがイギリスの参加に依存しており、イギリスが不参加なら計画全体が崩壊する可能性も充分ある、といった点を列挙していた⁽⁴⁾。

論 説

ついで報告書草案は、「国際政治上の考慮」と題して、(1)共同市場との協力の拒否は対ヨーロッパ関係に悪影響を与え合衆国との関係にも影響を及ぼす危険がある、(2)イギリスの不参加により計画全体が崩壊した場合にはイギリスに批判の矛先が向けられるであろう、(3)純粋なヨーロッパ統合の進展にはもちろんイギリスにとっても政治的利益がある、(4)しかし共同市場の成功はドイツ分割の永続化といった新たな政治的問題を生み出す危険もある、(5)共同市場はOEECにとっての、そしてイギリスがこれまで推進してきたコレクティブ・アプローチのような形態のヨーロッパにおける経済協力全般にとっての脅威である、(6)共同市場参加は、対ヨーロッパ関係の上でどのようなメリットを持つにせよ、コモンウェルス諸国、特にオーストラリア・ニュージーランドとの関係には悪影響を持たざるを得ない、(7)共同市場参加はこれまでの世界規模での貿易と決済の自由化を目指してきた“*One World Approach*”と両立し難いとも言える、(8)共同市場参加が直ちにGATTおよびIMFの一員としての義務と矛盾するわけではないが、共同市場が新たな排他的貿易ブロックを形成し、『内向き』の傾向を発展させるかもしれないし、ある種の状況下では反米的でドル地域と非ドル地域との亀裂を起こすような政策へと向かう可能性もあるだろうなどとして、政治的見地からは共同市場参加に対して相当に否定的な見解を示していた⁽⁵⁾。

以下、報告書草案は「イギリスの共同市場参加の経済的意味」と題して、すでに見た7月と8月の大蔵省と商務省の覚書に示されてきた内容を総合した分析を、「構造的変化」、「帝国特惠制度」、「経済政策への意味」と大きく三つのカテゴリーに分けておこなっていた。そこでの主張はすでに見てきたものとほとんど変わることはなく、「構造的変化」としては共同市場は全体として長期的経済利益を生み出し、イギリスも利益を得る可能性は高いが、短期的な移行期間に生じる失業その他の経済的・社会的混乱（そしてその政治的コスト）が存在することが強調され、産業

界も ECSC との協力関係問題の時と同様に、鉄鋼などの比較競争力があり共同市場参加により利益を得ると思われる分野でも参加には反対するかもしれないとされていた。「帝国特惠制度」については、現状でもいざ見直しは避け難いが、共同市場参加により、ほとんど消滅に近い抜本の見直しが求められることになることとされ、「経済政策への意味」としては、イギリス政府の国内経済政策上の様々な自由の制限・喪失の可能性が強調されていた⁽⁶⁾。

続いて考察されていたのが、「イギリスの不参加の場合の経済的意味」であり、イギリス抜き共同市場形成の長期的なイギリスの対ヨーロッパ貿易に与える損失は深刻であり、たとえ新たな共通関税障壁が低く設定されても、相当の損失が見込まれるものとされていた。そして共同市場が自足的な閉鎖的貿易ブロック化し、その強力な交渉力を使って、イギリスにとっては不利な取決めを第三国との間に結ぶ危険があり、特に世界規模の貿易不均衡が発生した際には、イギリスへの脅威は深刻なものとなるとされていた⁽⁷⁾。

関税同盟と自由貿易地帯との比較に関しては、後者の方がイギリスにとっては比較的参加しやすく、植民地に関しては参加・不参加ともに個別に相違があって一般化はできないとした上で、草案は「利害のバランス」として、「共同市場が形成され、その主要な目的を達成する限りは(というのはあまり現実的な想定ではないかもしれないが)、関連する諸問題は非常に複雑であり、共同市場が実際にどのように機能するかも不確定であり、イギリスにとって参加と不参加のどちらが良いかを確信を持って断言するのは不可能である」(* ()内は原文のまま)と決定的な判断は留保していた。そして、経済的には参加によって長期的利益は得られるだろうし、不参加によって被る不利益もまた何がしかあるだろうが、「移行期間中は参加に伴う経済的困難の方が不参加に伴う困難よりもはるかに大きなものであろう」とされ、政治的には、対ヨーロッパ・対ア

メロカ関係上、明白な不参加は望ましくないとする議論も説得力があるが、参加が政治的利益をもたらすかどうかは不確定であり、対コモンウェルス関係には確実にダメージがもたらされる以上、閣僚レベルで、今後コモンウェルスとの政治的紐帯を緊密に保つ政治的意思があるか否かによって、政治的側面の考慮の必要が変わってくるとされていた⁽⁸⁾。

最後に草案では、「当面の目標」として、どのような決定が今後下されるにせよ、「明らかに我々はメツシナ諸国によるヨーロッパ共同市場に向けての動きに反対することはできない。それゆえ我々は準備委員会（*スパーク委員会のこと）の作業に参加しつづけなくてはならず、イギリスの閣僚に委員会の報告書を審議するための今後の会議への招請がなされた場合、それを拒絶するのは極めて困難であろう。今後数ヶ月間にわたっての我々の目標は積極的なコミットメントをすることなく、共同市場参加あるいは少なくとも緊密な協力関係樹立の可能性を残しておくことでなくてはならない。……それゆえ、ブラッセルにおける我が国代表は当面のところ準備委員会で議論されている問題について、いかなる見解も表明することも回避すべきである」と提言していた。しかし、今後数週間にスパーク委員会の報告起草作業が開始されれば、この姿勢を維持することが困難になり、何らかの姿勢を示すことが求められる可能性もあり、その際にはイギリス代表には、「(a)イギリスは共同市場が多くの例外条項を持つ見せかけだけのものではなく純粋なものである場合にのみ参加を考慮しても良い、(b)……共同市場が機能するためには各国の特殊な立場についての適切な保護措置が必要である（我が国とコモンウェルスとの関係を強調し、共同市場に対してコミットメントをする以前に（*下線部原文イタリック）コモンウェルスと植民地各国との協議が必要である旨が明示されねばならない）、(c)共同市場の主要な利点を確保するのに不可欠な以上の国家主権に対する制限の受け入れは極めて困難である（例えば、歳入目的での関税の適用や関税率の変更の権利を放棄す

ることはできない)、(d)上記(c)に照らして、我が国は共同市場創設を指揮するための超国家主権的機関には参加できないし、OEECにおいて試みられてきた国際協調の道筋に沿った前進にしか参加を考慮できない、(e)共同市場が内向きの排他的貿易ブロックになり、“one-world”アプローチと乖離する政策を追求することがあってはならない、(f)目標達成のための具体的期間が明示されなくてはならないし、移行期間のための適切な計画が必要である、(g)自由貿易地帯の方が関税同盟よりもイギリスにとってはおそらく困難が少ないであろう(ただし上記(a)から(f)は同様にあてはまる)>(* ()内は原文のまま)といった点を明らかにすることを許可する訓令が必要となり、閣僚に対して今後その承認が求められる可能性があるというのが中間報告草案の結論であった⁽⁹⁾。

9月2日の相互援助委員会でこの中間報告草案の閣僚レベルへの提出の是非が議論された。大蔵省は、閣僚たちは決してイギリスの共同市場参加を認めはしないであろうとして、草案に基づく報告書を早期に閣僚に提出することを求めたが、コモンウェルス関係省は、草案がコモンウェルス市場のイギリスにとっての重要性、共同市場の対コモンウェルス関係に与える悪影響を十分に指摘していないと批判し、結局、相互援助委員会全体としては作業部会の検討作業はまだ不十分であるとして、閣僚への中間報告提出は当面見送られた⁽¹⁰⁾。

この後、上記したように9月5日にスパーク委員会最終報告書の作成期限は10月初めから12月初めへと2ヵ月延長するという決定がブラッセルではおこなわれ、また9月5日、6日のECSC 6カ国外相会議も、12月に予定される外相会議での最終報告書審議の際にはイギリス外相の参加を希望するとしたが、即座のイギリスの意思表明を求めることはなかった⁽¹¹⁾。

こうして、イギリスにとっても意思決定までの期限は延長されたわけであるが、この時期に至り、大蔵省内では6カ国の計画進展に遅れが見

論 説

られる今こそがむしろ、イギリスの消極的姿勢を対外的に明示する好機であるとの意見が強まり、9月14日には、閣僚の認可を待たずして、純粹に理論的な問題に関しては議論に貢献してもよい、様々な選択肢を議論する際にはイギリスが共同市場に参加しない場合にイギリスにとってより有利になるような方向へと議論を誘導せよ、ただしその意図に気づかれてはいけない、イギリスが共同市場参加を真剣に検討しているとの印象を与えないよう注意せよ、との条件の下で、イギリス代表に対して先の中間報告草案に基づく新たな訓令が与えられた⁽¹²⁾。

この訓令送付の閣僚による追認を求めるために中間報告草案に新たな巻頭覚書を付した相互援助委員会中間報告書が9月半ば以降、個々の閣僚に個別に提出されることになるのであるが、この時期すでに大蔵省が、共同市場不参加の姿勢を、あるいは少なくとも極めて参加の可能性が低いことを外部に示したがついていたことは、9月13日に大蔵省から保守党議員に与えられた、「イギリスのヨーロッパ統合問題についての姿勢」と題する下院での答弁用ブリーフの中にもあらわれており、そこでは、経済面での6カ国とイギリスの違い（特に対コモンウェルス貿易の規模の大きさ）が強調されなければならない、政治的な相違も統合を不可能にするほど大きすぎる、スパーク委員会のイギリス代表は単なるオブザーバーではないが明確にその立場を留保しておりいかなる形でもメッシナ提案にはコミットしていない、イギリスが超国家主権的性質を持つものに参加する可能性はありえない、関税同盟や自由貿易地帯は多くの構造的变化を産業に強いるものであり困難な課題である、帝国特惠制度もまた保護されなくてはならない、といった内容が述べられていた⁽¹³⁾。

2

このように、この時期、大蔵省がイギリスの共同市場不参加を早期に明示すべきであるとの姿勢をとるようになった一つの原因として考えら

れるのは、終始その共同市場へのコミットメントが疑問視されていたフランスと異なり、スパーク委員会の開幕以降、共同市場への原則的なコミットメントで一致していると思われていた西ドイツ政府内部でも、依然としてエアハルトに代表される勢力が6カ国の超国家主権的経済統合よりもより広いOEECを通じての経済協力・貿易自由化を優先すべきと考えているのではないかと、したがって関税同盟による共同市場構想不成立の可能性は相当に高いのではないかと観測ないし期待が、大蔵省内部に生まれていたという事実である。

この期待のもととなったのが、9月13日にイスタンブールでのOEEC 閣僚理事会におけるバトラーとエアハルトとの会談での後者の発言であった。この時エアハルトは、「現在ほど(貿易の)自由化に向けてのモメンタムを維持することが重要な時はなく」、「ヨーロッパの周囲に境界を設定して、一定のインフレを許容し、外部との貿易を規制する傾向」こそが「最も望ましくない」と述べ、「OEECによるアプローチの方が永続的な超国家主権的組織の設立よりはるかに望ましく、自分は「この問題を非常に重要視しており、蔵相がいかなる機会にも、そして特に合衆国政府との会談の機会に、この見解を支持してくれれば大変ありがたい」とバトラーに要請していた。エアハルト曰く、「各国の国内経済の個別分野を監督する超国家主権的機関を次々と形成することによって最終的な政治的統合が容易になるというのは馬鹿げた考え」であり、「OEECによるアプローチの方がはるかに望ましく、適当な時期が到来すればやがては政治的統合へと至るのである」のであった⁽¹⁴⁾。

結局、この発言が大蔵省内部で誤解を呼んだのであり、確かにエアハルトはOEECアプローチへの選好を表明していたが、それはおそらくはメッシナで提案されていた交通・電力などの分野での超国家主権的セクターアプローチへの反対を意味していたのであったのに対し、大蔵省ではエアハルトは関税同盟による共同市場にも反対し、イギリスの進める

OEEC での経済協力・貿易自由化推進のアプローチを選好していると解釈されたのである。

そしてこの大蔵省内での印象をさらに強化したのが、9月14日にバトラー宛てに届いた、10月12日に訪英が予定されていた西ドイツ蔵相シェイファー(F. Schaeffer)のメッセージであった。それによると、シェイファーは「ECSC 形式の部分的統合は今後進展されるべきではない、なぜならそれは必然的に超国家主権的機関というものにとどり着くからである。代わりに我々は、常に政府間の協力によって、新たな超国家主権的機関を創設させることなく、可能なところで前進を遂げて、完全な統合へ向けた漸進的な道を目指すべきである。我々は水平的な基盤でのより緊密な政府間協力を目指すべきであり、この基盤は、彼の見解では、イギリス政府とドイツ政府の間のものでなくてはならず、この種の重要な問題についての協議のための常設機構を(英独間に)設立するのも望ましいかもしれない。我々はもはや単一(*下線部原文イタリック)の大きなステップを目指すべきではない。それはすでに ECSC で試みられ、もはやその線に沿った可能性はない。むしろ、通貨・金融・貿易で、そしてその他機会が生じれば他の分野において、いかなる時にも個々の政府の責任を矮小化することなく、多くの小さなステップを目指すべきである」と述べていた。このメッセージは西ドイツ大蔵担当相を通じて伝えられたものであり、彼はシェイファーのメッセージに付け加えて、個人的見解としてブラッセルで議論されている関税同盟は単一の行動で完成されるものではなく、多くの分野での小さな行動の積み重ねであり、シェイファーの構想とも一致するものであろうと述べていたのであるが、この担当相の発言はメッセージを受け取った大蔵省においては重要視されなかったようである⁽¹⁵⁾。

シェイファーのメッセージの中の超国家主権的機構への批判、政府間協力の重視の部分だけが、先のエアハルトの発言(のこれまた OEEC 重

視の部分)と結び付けられ、このような西ドイツ政府高官の発言、さらにはスパーク委員会におけるフランス代表の「非現実的」な態度(例えば共同市場設立に先立つ各国の税制および社会政策の調和の必要の主張など)と比較しての西ドイツ代表の「分別があり建設的」な対応を比較した上で、9月19日にストラスはターンブル宛て覚書で、「(ブラッセルでの)ドイツ代表は堅実な感覚と穏健な対応という評価を確立している。彼らは真剣ではあるが、現実的な段階を経て前進し、新たな組織の確立よりも主として政府間協力の手法に原則的にすることを希求している。彼らはベネルクス諸国のような超国家主権的存在の必要性の認識を共有してはいない」と述べており、9月中旬以降、明らかに大蔵省内部では西ドイツの共同市場構想への消極的姿勢と親OECE路線採用への期待が高まっていったのである⁽¹⁶⁾。

3

すでに述べたように、一度は閣僚への提出が見送られた相互援助委員会中間報告書は、9月半ばに入り大蔵省の強い意向によって再び新たな巻頭覚書を付して完成・提出されたのであるが、その内容は、中間報告草案を審議した相互援助委員会でも示されたコモンウェルス関係省からの要求を受け、これまでのものより一步踏み込んで、あからさまにはないにせよ、スパーク委員会からのイギリスの離脱の可能性を考慮すべきであることを閣僚達に進言するものであった。

新たに大蔵省により作成された中間報告巻頭覚書の原案に対して、コモンウェルス関係省次官補ランボールド(Algernon Rumbold)は9月15日、ストラス宛てに抗議の書簡を送り、イギリスのスパーク委員会参加が継続すればイギリスの共同市場参加へのヨーロッパ側の期待がたかまり、コモンウェルス側の疑惑が高まる危険があるとしてブラッセルでの議論からの早期脱退を閣僚に要請することを強い口調で求めている。コ

モンウェルス関係省としては、「我が国にとってヨーロッパ共同市場に巻き込まれることは我が国とコモンウェルスとの経済関係に極めて根本的な影響を及ぼすものであり、それゆえ長期的には我が国とコモンウェルスとの政治的関係にも同様に根本的な影響をもたらすことを閣僚が認識することを特に望むものである。我々が最終的におこなわなければならないかもしれない決定は経済的見地よりもむしろ本質的には政治的見地からおこなわれなければならない」と見られたのであり、新たな巻頭覚書の原案でもこの点は充分強調されているとは考えられなかったのである⁽¹⁷⁾。

これに対してストラスはランボールドの議論は強硬すぎるものであり、閣僚達に即座のスパーク委員会からの脱退を勧告するのは早すぎるとして、代わりに「閣僚諸氏に対して我々が議論から脱退することの決断を求めるのはいまだ時機尚早であるが、我が国が参加を継続しつづけることによって、メッシナ諸国によって想定されている今後のプロセスから、我が国が後になって望むほど完全に離脱することはより困難になるかもしれないということは認識されなければならない」という一文を挿入することを提案した。ランボールドはこの程度では依然としてコモンウェルス諸国からの疑惑を回避するには不十分であるとの不満の意を示したが、結局、最終的な中間報告書はこのストラスによる文章を盛り込むことになった⁽¹⁸⁾。

9月16日に完成した相互援助委員会中間報告の最終版は、すでに述べたように先の中間報告草案をなしていた分析内容に大蔵省を中心に商務省も関与して作成された新たな巻頭覚書を付したものであった。

この報告書の中ではまず7月のスパーク委員会への招請受諾、その際にイギリス政府が付した留保的立場の表明の確認から始まって、これまでのブラッセルでの議論の経緯、メッシナ提案の各種構想の中で共同市場が最も重要なものとして浮かび上がってきたこと、(おそらく核エネルギー

ギイ問題を除いては) この分野での進展にその他の構想の進展も依存していること、12月の6カ国外相会談に備えて11月末までにスパーク委員会報告書の作成が予定されていること、イギリス外相もこの会談に招請される可能性が高いこと、その場では共同市場形成条約起草のための新たな手続きが議論されるであろうこと、そして何らかのイギリスの意思表示が求められるであろうことが述べられ、その上でイギリス代表がこれまでとってきた対応(コミットメントなしでの実務的議論への貢献と、9月14日付で送られた中間報告草案に盛り込まれていた新たな訓令に基づく態度表明を含む)が説明され、その事後承認が求められていた⁽¹⁹⁾。

さらに報告書はスパーク委員会報告書が完成に近づけば、閣僚による今後のイギリスの共同市場構想への対応決定の基礎となるさらなる相互援助委員会報告書を提出する予定であることを述べ、それまでの間の対応として今後のイギリス代表のスパーク委員会参加の継続が大陸諸国側にイギリスの共同市場参加への意思の現われと誤解されることを回避する必要があるとした上で、このままではしだいに6カ国側のイギリス参加への希望をかきたてるのは避け難いとして、上述の経緯で挿入された「閣僚諸氏に対して云々」という一文を記していた⁽²⁰⁾。

相互援助委員会での承認後、9月19日付でこの中間報告は、主要閣僚に対して各省個別の内容要約と閣僚宛での覚書を付加した形で提出されたが、それらの覚書の中にはこの時点での外務省、商務省、大蔵省それぞれの共同市場問題への異なる姿勢が示されていた。

まず外務省では、クールソンが報告書に付したマクミラン宛での覚書で、「我が国代表にとって最も困難な時期は報告が起草されるときに訪れるであろう。我々の意図は、メッセナ会談の目標を受け入れていないのであるからイギリス代表は報告書に対して積極的な態度を示すことができないという趣旨の一般的な留保で逃げを打つことにある。そうなれば

報告書はイギリスの見解について何の具体的言及もしないであろう。しかしこのような扱いを確保することは困難であるかもしれない、というのはもちろんイギリスは会議の完全な参加国であったからである」と述べ、今後の困難は予測しながらも、あくまでもイギリスの議論参加の継続を前提にしており、また6カ国による共同市場構想そのものの成否の可能性についても際立って否定的な態度は示されていない(21)。

一方、商務省ではブレザートンによってソーニクロフト用の覚書が作成され、そこではイギリス代表の困難な立場が強く指摘されていた。ブレザートンは6カ国による共同市場形成が可能かどうか依然見極めは困難であるとした上で、フランスを除く5カ国の間には乗り越え難い意見の相違はなく西ドイツは関税同盟形式の共同市場にコミットしているという、大蔵省とは異なる(そして事実により近い)観測をおこなっていたが、フランスと他の5カ国との距離は非常に大きく、翌年のフランス総選挙の際にも共同市場支持は得票にはマイナス要因かもしれず、フランスがためらえば、他の5カ国もフランス抜きでの前進はしないのではないかと、共同市場成功には相当に懐疑的な見方を述べていた(22)。

イギリス代表(つまり彼自身の)のブラッセルでの立場については「イギリス代表の立場は次第に困難で不快なものになりつつある……これらの問題は、関税同盟に向けての行動にすでに原則的にコミットした他の6カ国の会議にコミットメントなしで参加するというそもそもの決定に由来するものである」とされていた。6カ国はイギリスの関税同盟参加を望んでおり、いかにすればイギリスにとって関税同盟参加に伴う困難が最も少なくなるのかを問い掛けているが、それに対してイギリス代表はコミットメントなしの専門家としてこれらの質問に回答することは不可能であり、積極的な姿勢という誤った印象を与えているというのである。「……ロンドンでおこなわれている検討の結果イギリスが参加しないヨーロッパ関税同盟の形成は、政治的見地からはどうあれ、イギリスの

経済的利益にとっては極めて危険なものとなりうるということが次第に明らかになりつつある。この観点からすればブラッセルでの議論が失敗に終わり6カ国間に何の合意も得られない方が我が国にとっては利益となるといってもよいであろう。しかし我々は破壊的でしかない提案を試みることや依然として6カ国間に存在する不一致を意図的に煽り立てることはイギリスにとって適切ではないと感じて」おり、今後数週間のうちに最終報告書の起草が開始されるとともにイギリスの立場はより困難になることが予想され、「我々の最終的作業への関与は事実の訂正と不明点の明確化の域を越えるべきではない」が、そのような姿勢をとれば、イギリスの関与が最も必要とされているまさにその時にイギリスが「会議から撤退しつつあるという印象を与える」ことは避け難いのであった⁽²³⁾。

つまりブレザートンにとってはそもそものスパーク委員会への関与こそが間違いだったのであるが、いまや何らかの外交的ダメージを被ることなくしてはそこから引き下がることもできないというジレンマにイギリスは置かれており、状況は時間とともに急速に悪化すると見られていたのである。外交的ダメージを回避するには即座の明確な参加の意思表示しかないが、政府内でのこれまでの検討はそれを許すはずもなく、また積極的に共同市場構想を不成功に導くという行為も外交的ダメージは大きすぎ、ある程度の批判覚悟で早期に委員会を脱退するのが被害を最小限に留める方法だということになるのであろう。しかしその場合も、フランスの消極的姿勢によって共同市場構想が失敗に終われば良いが、もしそうならなかった場合には、イギリスは大きな経済的ダメージも覚悟しなくてはならないわけである。とにかく、ブレザートン自身は明示的にそう提言してはいなかったが、彼の覚書は、それを読むものに早期のスパーク委員会脱退が望ましいとの判断を形成させることになり、商相ソーニクロフトはもちろん、このブレザートンの覚書を基礎にしてバトラー宛ての中間報告書付属覚書を起草したストラス⁽²⁴⁾、そしてそれを

論 説

読んだバトラーを含む大蔵省上層部がまさにそのような判断を示すことになるのである。

ストラスのバトラー宛て覚書は共同市場成立の可能性に付いてはブレザートの観測をそのまま引用し、今後のイギリスのスパーク委員会への関与継続について問題なのは「我が国の主張が二、三の点について受け入れられたならば、我が国の（共同市場参加についての）困難が解消するであろうとの印象が作り出される危険がある」ことであり、ブラッセルの共同市場委員会委員長はイギリスの主張は最終報告書の中ではなく付属の別文書によって示すことを提案しているが、「我々は目下のところみずからの立場を明確にしたくはないのだから、そのような方法は明らかに我々にとっては望ましくない」とされていた。イギリスとしては今後、「スパーク委員会最終報告書の冒頭に、イギリスはメッシナ会議の当事国ではなく、それゆえメッシナ会議の目標にもコミットしていなかったため、イギリス代表は積極的態度を取る立場にはなかったと確実に明記させること」を求めていき、それ以降はイギリス自身についての正確な事実の記載を求める以外は報告書の議論には関与しないという方法が考えられるが、「この方法の困難な点は会議の他の参加国に対して我が国が非協力的になったとの印象をあたえることである。しかし今こそ脱退するのに適した機会であり、今脱退しないならば我が国の立場はしだいに困惑の度合いを深めていくであろう」とされ、ここに至って初めて大蔵省内において直接バトラーに対してスパーク委員会からの早期脱退が勧告されるという事態に至ったのである⁽²⁵⁾。

4

こうして相互援助委員会中間報告書は、主要閣僚に対して特に外務省、商務省、大蔵省では各省がそれぞれに相当に異なるニュアンスの「解説」付きで提出されたのであるが、閣僚達の反応はまさにこのニュアンスの

違いを反映したものとなった。

まず外務省でのマクミランの反応であるが、クールソンの覚書に対して彼が手書きで書き込んだコメントは「これ（共同市場構想）は我々にとっての第二の路線である——我々はこの路線を必要とするかもしれない。“the one-world approach”は目下のところ時流にかなっていない。それは我々を破産にさえ追い込むかもしれない」というものであり、あくまでも現在のイギリスの国際経済政策の失敗に備えてのバックアップという位置づけではあったが、イギリスのスパーク委員会参加継続を支持するものであり、相互援助委員会中間報告書の当面の勧告は承認されていた。エッデン曰く、メッシナ構想は「我が国がコレクティブ・アプローチに関して困難に巻き込まれた際に備えての保険」であり、共同市場に参加するの否か、あるいはそれと協力関係に入るの否かについての決断はまだ必要なかったのである⁽²⁶⁾。

これに対して大蔵省での反応は正反対のものであり、ストラスの覚書はまず事務次官ブリッジス（Sir Edward Bridges）によるコメントを付されてバトラーに提出され、そこではストラスの「今こそ脱退するのに適した機会」との提言が全面的に承認され、「そもそも我が国が参加しことそが多いに悲しむべきことである」とされていた⁽²⁷⁾。

「我が国が共同市場構想への反対を率直に表明できないことは理解できるが、ドイツ人たち（おそらくエアハルト博士を除く）*（ ）内は原文のまま）は共同市場成立を望んでいるが、我々は明らかに望んでいないということが単純な事実である。我々はおなじみの帝国特恵がらみの困難によってそもそも参加を不可能にされているのであり、一方で『小6カ国』が我が国抜きで関税同盟を形成すれば、OEECの権威が侵食されるだけでなく、西ドイツが新たな関税同盟の中での優越的パートナーとして不健康なまでに強力な地位を獲得するであろう。……イギリスの利益はそのような方向などにはなく、ヨーロッパのカソリックの連邦主

論 説

義者達を、そして時折は——私はそう懸念するのだが——我が国の外相をも魅了するような種類の神秘主義によって誤った方向に導かれてはならないということを私は確信している」とのブリッジズの強烈なメッソナ批判およびマクミラン批判に対して、バトラーは一言、「彼のストラスバークのガチョウの日々以来のことだ」(“from his Strasbourg Goose days”)と、マクミランの野党時代の欧州審議会での活発な活動への痛烈な皮肉を付け加えていた(*欧州審議会本部のある独仏国境の都市ストラスバークは、ストラスバーク・グース・パテの産地として有名。ガチョウのレバーのパテ、つまりフォアグラである。マクミランとは対照的にバトラーは保守党議員による欧州審議会での活動にはほとんど関与していなかった)⁽²⁸⁾。

この外務省と大蔵省の、あるいはマクミランとバトラーとの共同市場構想への認識の違い、そして相互援助委員会中間報告書への、もっと直接にはスパーク委員会への参加継続問題への見解の違いは、中間報告提出後むしろ大蔵省よりも強烈な反発を示したコモンウェルス関係省によって閣僚間の直接の論争へと発展していった。

9月21日、この時コモンウェルス諸国歴訪中のコモンウェルス関係相ヒューム卿(Lord Home)の代行を務めていた国璽尚書クルックシャンク(Harry Crookshank)は、バトラーに宛てて書簡を送り、スパーク委員会へのさらなる関与に警鐘をならした。ブラッセルにおけるイギリスの参加の継続はイギリスは共同市場に参加するのではないかという期待を起こさせつつあり、この会議から現実的な関税同盟計画が生まれれば、イギリスはその計画を拒絶することによって6カ国から非難されるか、その計画を受け入れることによって一步一步ヨーロッパ関税同盟に引きずり込まれてゆき、コモンウェルスよりも西ヨーロッパとの貿易を優先することになり、対コモンウェルス関係を損なうか、いずれにしても深刻な政治的影響がもたらされるのであり、今後二、三週間のうちに

できるだけ早く機会を見つけて、会談から身を引くべきであるというのが、クルックシャンクの要求であった⁽²⁹⁾。

この書簡の写しを送られた商務相ソーニクロフトも直ちにバトラー宛てに書簡を送り、「私は彼(クルックシャンク)に完全に同意するものである」とできるだけ早いスパーク委員会からの脱退を提言した⁽³⁰⁾。

こうして7月のスパーク委員会開催から3ヵ月足らずにして早くも、閣僚レベルにおいて相互援助委員会中間報告の提言内容よりも、さらに性急なスパーク委員会からの脱退を求める主張が浮上したわけであるが、この時、ひとまずは参加の継続と対応策の検討という方向で事態を収拾させ、相互援助委員会中間報告の承認を閣僚達に認めさせたのは、マクミランの慎重論であった。クルックシャンクの書簡の写しを送られたマクミランは9月23日付けでバトラーに書簡を送り、「率直に言わせてもらうなら、私は、イギリスがヨーロッパ統合にあまりに密接に巻き込まれすぎることによって生じる対コモンウェルス関係上の政治的問題への彼(クルックシャンク)の懸念は充分承知しているが、同時に我々は、我が国が今後二、三週間のうちに現在の会談からの離脱を試みることもたらす我々自身の対ヨーロッパ外交政策への影響を極めて慎重に検討する必要があるだろう」と主張し、少なくとも翌年に予定されるフランス総選挙後まではイギリスは共同市場についての決断を下す必要はないとの判断を示した⁽³¹⁾。

結局この書簡に対してそれ以上の異論は唱えられず、大蔵省、商務省、コモンウェルス関係省から閣僚レベルで強い反発はあったものの、相互援助委員会中間報告書はマクミランの説得で承認されたわけであるが、当面の参加継続が決まった以上、イギリスには今後、スパーク委員会最終報告書起草作業にいかなる形で関与すべきなのかという問題を早期に決着する必要が生じることとなった。

9月22日付けでブレザートンはすでにスパーク委員会共同市場委員

会委員長宛てに書簡を送り、報告書における共同市場構想をめぐる各種の技術的な議論や事実関係を扱った客観的な部分においてはイギリスを含む全参加国の意見が全体として匿名で提示されるべきであり、報告書における結論や勧告といった特定の政治的判断に関わる部分はイギリスを除く6カ国の見解として提示され、イギリスは賛否のどちらも示さなという形式を提案していた⁽³²⁾。

このブレザートンのおこなった提案に対して外務省ではエッデンが「至極妥当なものであろう」と評し、事務次官カークパトリックは、「私としてはこれで何とか乗り切ることができることを望むばかりである」と期待を込め、マクミランも「そのとおり」とただ一言賛意をつづっていたが⁽³³⁾、事態はそこまでイギリスに都合良くは進まなかった。

10月3日開催されたブラッセルの運営委員会で突然スパークは、最終報告書起草は6カ国のみでおこなうという一方的決定を下し、現状の留保的姿勢のままのイギリスの起草作業への関与は6カ国の側から拒絶されることになったのである。直接的にはこの決定は、イギリス政府にとっては自国の立場を公に表明しなくてもすむという意味では、報告書起草にかかわる当面のジレンマを解消してくれるものであったが、実際のところは明らかにイギリスの煮え切らない態度に業を煮やしたスパークによる、共同市場参加に原則的にコミットした上での起草作業への関与か、そうでなければ作業からの排除か、という二者択一を迫る強硬な意思表示であり、事実、その後のブラッセルでのイギリス代表の立場は以前にも増して急速に居心地の悪いものとなっていった⁽³⁴⁾。

こうして相互援助委員会中間報告書の閣僚による承認からわずか10日程度で、イギリス政府が採用していた、共同市場構想には徹底して留保的立場を明示しながら議論への参加は継続しあわよくば議論の方向をイギリスに都合の良い方向へと操作するべく影響力の行使を試みる、という対応方針は大きな打撃を受けたのであるが、10月以降この事態の展

開をも視野に入れて、いよいよ相互援助委員会はヨーロッパ共同市場構想への最終的なイギリス政府の対応決定の基礎となる報告書の作成作業を進めていくこととなった。

注

- (1) Letter by Bretherton to FO, September 1955, quoted in Charlton, *op. cit.*, pp. 184-185.
- (2) *ibid.*
- (3) Burgess & Edwards, *op. cit.*, pp. 403-404. Young, *op. cit.*, p. 207.
- (4) CAB134/1029, MAC (55) 165, "Draft Interim Report (for the UK ministers) on the European Common Market" by the UK official's working party on a European Common market, 1 Sept. 1955.
- (5) *ibid.*
- (6) *ibid.*
- (7) *ibid.*
- (8) *ibid.*
- (9) *ibid.*
- (10) T232/431, the minutes of MAC (55) 35th mtg., 2 Sept. 1955. Kane, *op. cit.*, pp. 26-27. Burgess & Edwards, *op. cit.*, p. 404. Young, *op. cit.*, p. 208.
- (11) FO371/116049/249, 5 Sept. 1955. T232/432 : European Economic Integration EEC78/11/013 ; Discussions arising out of the Messina Conference and the Brussels Conference, FO telegram, the Hague to FO, 8 Sept. 1955. T232/432, FO to the Hague, 14 Sept. 1955.
- (12) T232/432, Strath (T) to Van Loo (T), 14 Sept. 1955. T232/432, Strath to Bretherton (BT, Brussels), 14 Sept., 1955. Burgess & Edwards, *op. cit.*, p. 404. Young, *op. cit.*, p. 208.
- (13) T232/432, memo. by Turnbull (T) to Stevens (MP) 13 Sept. 1955, as a brief for Parliamentary Question answers.
- (14) T232/433, Record of talk between Erhard and Butler on 13 Sept. 1955 in Istanbul. Schaad, *op. cit.*, pp. 61-62.
- (15) FO371/116048/229, copy of E. W. Playfair (T) to Strath (T), 14 Sept. 1955,

論 説

- on the German Finance Minister's view on Integration. Schaad, *op. cit.*, pp. 63-64. T232/432, draft brief for Butler by Collier, 28 Sept. 1955. 大蔵省内にはこのシェイファーの訪問は西ドイツがどこまでフランスの要求に応える用意があるかを探るよい機会であると考えられ、バトラーに提出された会談用のブリーフではOEECアプローチの利点を強調すべきであるとも進言されたが、しかし実際の会談ではシェイファーが関税同盟の利点をみずから主張したためこれらの点は持ち出されなかった。
- (16) T232/432, Brussels to FO, 16 Sept. 1955, the report of the activities of the Common Market Committee. T232/432, Strath to Turnbull (T), 19 Sept. 1955. Schaad, *op. cit.*, pp. 61-62.
- (17) T232/432, Algernon Rumbold (Assistant Under Secretary, CRO) to Strath, comments on the draft of MAC (55) 173, 15 Sept. 1955. Kane, *op. cit.*, p. 29.
- (18) T232/432, Strath to Rumbold (CRO), 16 Sept. 1955. T232/432, Rumbold (CRO) to Strath, 19 Sept. 1955.
- (19) FO371/116048/224, MAC (55) 173 (revise), "European Integration", 16 Sept. 1955, memo by G. Van Loo (T) with the help from BT (Bretherton).
- (20) *ibid.*
- (21) FO371/116048/224, minute by G. F. Rodgers (FO, MAD), 19 Sept. 1955, summary of MAC (55) 173 (revise). FO371/116048/224, minute by Coulson, 19 Sept. 1955.
- (22) T232/432, a note by Bretherton (BT, Brussels), covering MAC (55) 173 (revise) for submission to the President of BT, 19 Sept. 1955.
- (23) *ibid.*
- (24) 9月19日付けのターンブル宛て覚書でストラスははっきりとブレザートンの覚書を参考にしてバトラー宛て覚書を起草したと述べている。T232/432, Strath to Turnbull, 19 Sept. 1955.
- (25) T232/432, note by Strath, 15 Sept. 1955, "European Integration": summary of MAC (55) 173 (revise). T232/432, Strath to Butler, 20 Sept. 1955, covering note of MAC (55) 173 (revise).
- (26) FO371/116048/224, note by Macmillan on MAC (55) 173 (revise), 19 Sept. 1955. T232/432, Van Loo (T) to Strath (T), 22 Sept. 1955, on Macmillan's attitude towards MAC (55) 173 (revise). T232/432, G. F. Rodgers (FO) to D.

- A. Scott (Cabinet Office), 23 Sept. 1955.
- (27) T232/432, a note by Sir Edward Bridges for Butler, 20 Sept. 1955.
 - (28) *ibid.* & a scribble by Butler to it, 20 Sept. 1955.
 - (29) T232/432, Crookshank (Lord Privy Seal and acting CRO Secretary) to Butler, 21 Sept. 1955.
 - (30) T232/432, Thorneycroft to Butler, 23 Sept. 1955.
 - (31) FO371/116049/246, Macmillan to Butler, 23 Sept. 1955, enclosing Crookshank to Butler, 21 Sept. 1955 & Thorneycroft to Butler, 23 Sept. 1955. see also Macmillan, *op. cit.*, pp. 70-71 & Butler's comment in Charlton, *op. cit.*, p. 196.
 - (32) CAB134/1029, MAC (55) 181, 28 Sept. 1955, enclosing a copy of a letter dated 22nd September 1955 from the UK Delegate to the Chairman of the Common Market Committee, Brussels.
 - (33) FO371/116048/224, minute by Edden, 29 Sept. 1955 & comments by Kirkpatrick and Macmillan, 30 Sept. 1955.
 - (34) Young, *op. cit.*, pp. 209-210.